

お客さま 各位

平成 21 年 8 月 20 日

松栄ガス株式会社

ガス料金の原料費調整制度の変更に関するお知らせ

日頃より松栄ガスをご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当社は、平成 21 年 10 月検針分のガス料金から新しい原料費調整制度を導入することを内容とする一般ガス供給約款ならびに選択約款の変更の届出を行いました。

今回の届出は、経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の都市熱エネルギー部会において、原料費調整制度の見直しが検討された結果を受け、平成 21 年 3 月 1 日に、関連する経済産業省令が改正されたことを受けて実施するものです。

新しい原料費調整制度においては、原料価格の変動に応じてこれまで 3 カ月ごとに行っていた単位料金の調整を毎月実施するとともに、平均原料価格を料金に反映させるまでの期間を現行の中 3 カ月から中 2 カ月に短縮します。また、従来の原料費調整制度では、原料価格の平均値が一定範囲内の変動の場合、ガス料金の調整を行っていませんでしたが、新しい原料費調整制度ではこの一定範囲を廃止し、きめ細やかなガス料金の調整を行います。

当社は、今後も引き続き経営効率化を推進するとともに、さらなるお客さまサービスの向上と安定供給、保安の確保に努め、お客さま、地域社会の信頼に応えてまいります。

以上

<お問い合わせ先>

松栄ガス株式会社

総務部 総務経理グループ

TEL : 0493-23-7151

【参考資料】

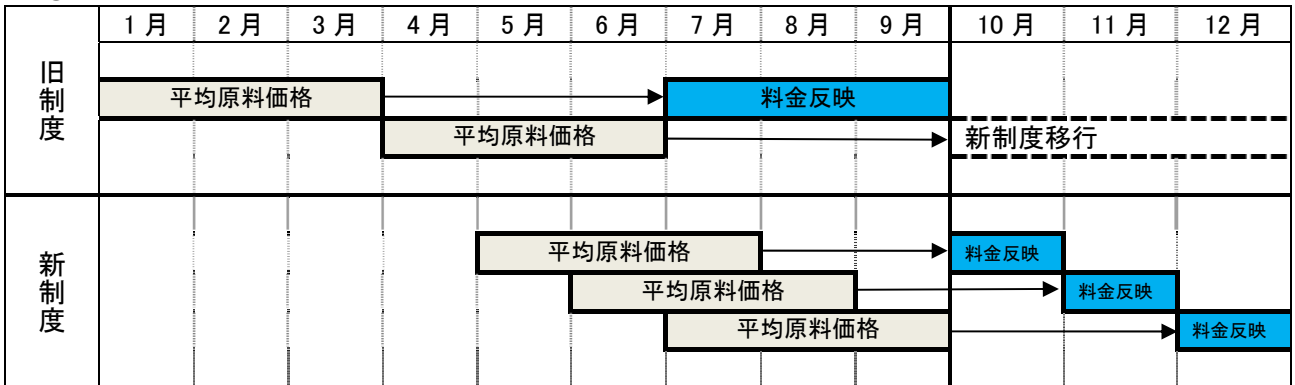
1. 原料費調整制度とは

原油価格や為替レートの変動等によるLNG(液化天然ガス)やLPG(液化石油ガス)の原料費の変動に応じて、ガス料金の単位料金(1m³あたり単価)を調整する制度です。

2. 新旧の原料費調整制度

		新制度	旧制度
①料金反映の仕組み (下図①参照)	調整頻度	毎月	3カ月
	平均原料価格	料金適用月の5カ月から3カ月前の3カ月平均 (例)	料金適用期間(3カ月)の2四半期前の3カ月平均 (例)
		算定期間	料金適用期間
		H21.5~7月 H21.6~8月 H21.7~9月	H21.10月 H21.11月 H21.12月
②非調整バンド (下図②参照)	廃止	平均原料価格の変動が基準平均原料価格±5%の範囲内にある場合は原料費調整を行わない。	
③上限バンド (下図②参照)	現行どおり	平均原料価格の変動が上限価格(基準平均原料価格×1.6)を上回った場合には、上限価格を平均原料価格とみなす。	

図①



図②

従来の制度では、原料価格の平均値が一定範囲(基準平均原料価格の±5%)内の変動の場合ガス料金の調整は行っていませんでしたが、新制度では調整を行います。

	項目	概要	調整イメージ
現行	非調整バンド	変動額が±5%以内の変動の場合、単位料金を調整しない	基準平均原料価格(*) ← -調整 → ← +調整 → → 上限値 -5% 0% +5% 60% ←非調整バンド→
	調整の上限	変動額が+60%を超える場合、上限値をもって調整	→ 上限値
新制度	非調整バンド	⇒廃止。 ±5%の変動も調整する。	基準平均原料価格(*) ← -調整 → ← +調整 → → 上限値 0% 60% ←非調整バンド→
	調整の上限	変更なし。	→ 上限値

* 料金改定した時点の平均原料価格